

飯塚市中心市街地活性化事業の取組状況について

◇これまでの経過及び今後のスケジュール（案）

<これまでの主な経過>

期 日	内 容
10月1日（木）	吉原町1番地区市街地再開発組合臨時総会の開催（議案：組合解散について）
10月1日（木）	飯塚市健幸プラザ供用開始及びオープン式典（ダイマル跡地事業地区）
10月13日（火）	第7回飯塚本町東地区画整理審議会の開催（評価員の選任について（諮問）、事業計画変更、換地計画等について）
10月20日（火）	飯塚本町東地区土地区画整理事業造成工事完了
10月27日（火）	吉原町1番地区市街地再開発組合解散認可（福岡県公告）
11月11日（水）	飯塚本町東地区第2期使用収益開始（→全区画の使用収益を開始）
11月30日（月）	飯塚本町東地区土地区画整理事業アーケード機能回復工事完了

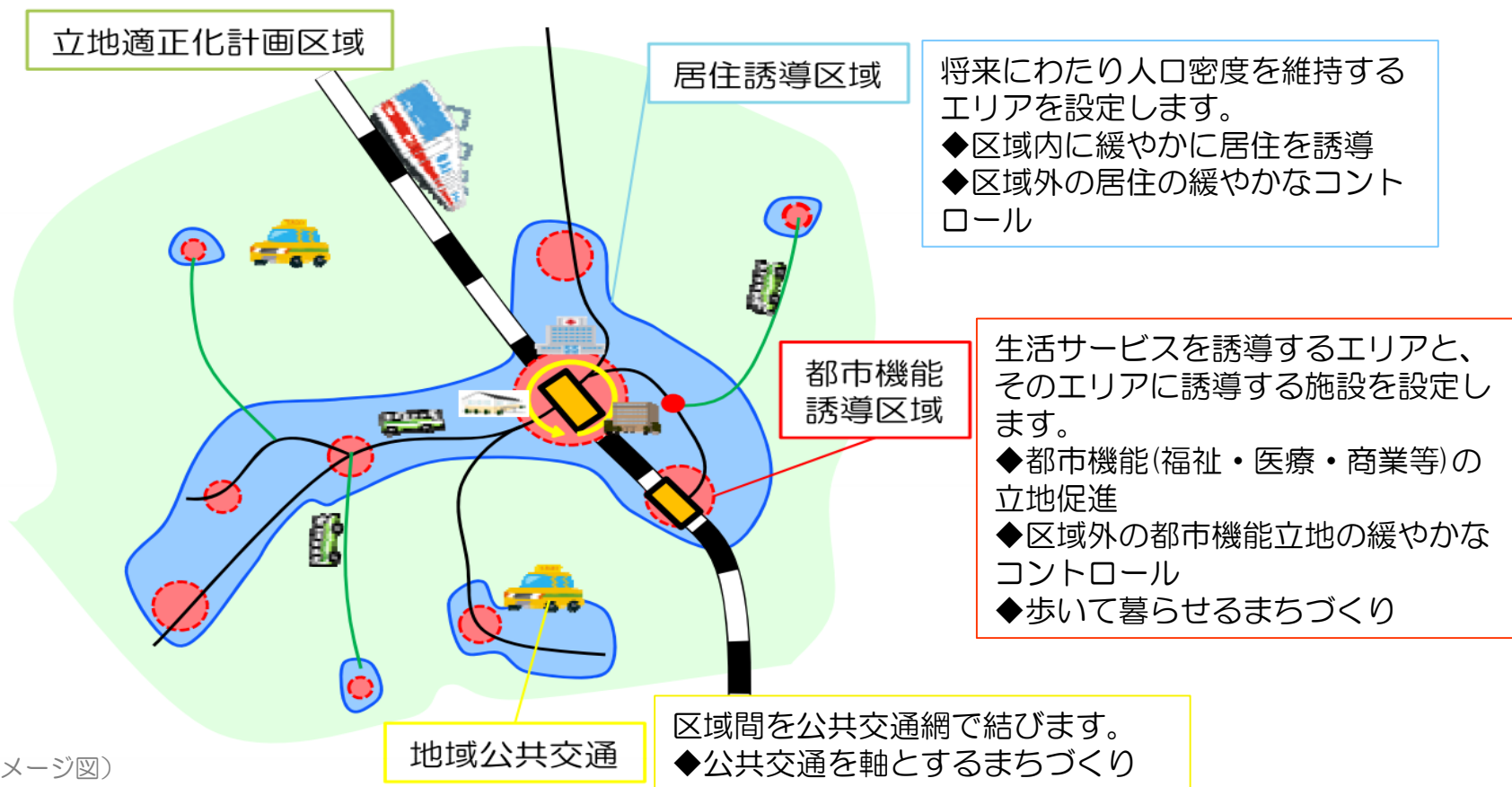
<今後のスケジュール(案)>

期 日	内 容
1月下旬	第18回商業の活性化研究会分科会の開催
1月下旬	吉原町1番地区市街地再開発組合清算終了（正式解散）
2月中旬	第10回飯塚市中心市街地活性化協議会の開催
2月中旬	平成27年度コンパクトなまちづくりセミナーの開催
2月下旬	第8回飯塚本町東地区画整理審議会の開催（換地計画について（諮問））

1 立地適正化計画の概要について

経済建設・総務委員会資料
平成27年12月14日、15日提出

平成26年8月に施行された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」において、市町村が住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るための計画として、「**立地適正化計画**」を作成することができることとなりました（法第81条）。「**立地適正化計画**」とは、今後地方都市において、人口減少や高齢化が進展していく中で、まちのかたちはどうあるべきか、都市構造の観点から将来への対応を考えていく計画です。



(イメージ図)

(立地適正化計画概要パンフレット(国土交通省作成)抜粋)

◆立地適正化計画策定の必要性（地方都市の現状と課題、政策の方向性）

地方都市の現状と課題

- 多くの地方都市では、
 - ・急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下
 - ・住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成
 - ・厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にある。
- こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点からの取り組みを強力に推進する必要。

都市の基本的構造のあり方

- 医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、
- 高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、
- 日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいや交通施設などの身近に存在する
「拠点づくりと拠点間を交通で結ぶ(ネットワーク)都市づくり」を目指します。

◆立地適正化計画の内容（法に規定する主な記載事項）

立地適正化計画は、区域や基本的な方針など都市再生特別措置法（第81条第2項他）に規定する事項を主要内容とします。（下表は法に規定する必須事項）

項目	記載事項	内容
立地適正化計画区域	区域	都市計画区域内の区域
	基本的な方針	住宅及び都市機能増進施設(*)の立地の適正化に関する基本的な方針 (*)都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設
居住誘導区域	区域	都市の居住者の居住を誘導すべき区域 ◆居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。
	講ずべき施策	居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
都市機能誘導区域	区域	都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域 ◆都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
	講ずべき施策	立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）及び当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項

2 飯塚市立地適正化計画について

◆計画の内容及び計画期間

飯塚市では、今後の人口減少が予想される中、持続可能な都市構造とするためには、本市の都市目標像（都市計画マスタープラン）である「**拠点連携型都市**」づくりを進めることが重要であるとの認識のもと、都市機能の維持・増進による将来にわたる居住環境の確保・向上に関する指針である「**飯塚市立地適正化計画**」を策定します。

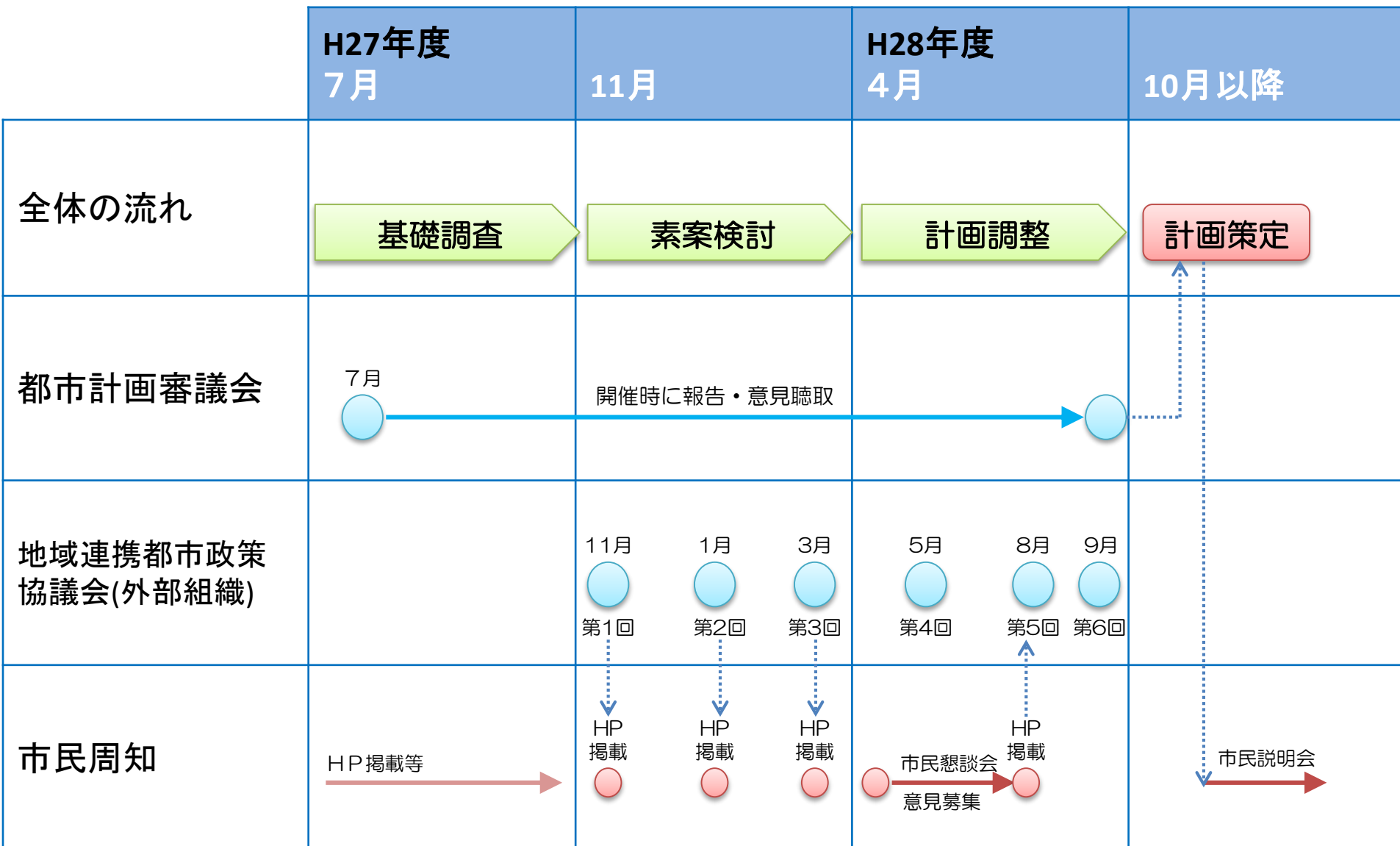
立地適正化計画は**都市計画マスタープランの一部**とみなされます。（都市再生特別措置法第82条）

計画期間 平成29年4月 から 平成39年3月 まで

計画期間は、おおむね20年後の都市の姿を展望(*)しつつ、本市の第2次総合計画や都市計画マスタープランの終期を勘案し、平成29年度から38年度までの10年間とします。

(*)人口等の将来分析に基づき、居住に必要な都市機能の立地に関する将来見通しや地価、空き地等の状況を様々な角度から分析し、居住環境の向上につなげます。

◆計画策定までのスケジュール



◆ 飯塚市立地適正化計画策定の方向性

人口減少

自然に対する
負荷の軽減

- ◆ エネルギー使用量の減
- ◆ 渋滞・混雑の解消 etc.

人口構成の変
化と人口密度
の低下による
日常生活への
支障

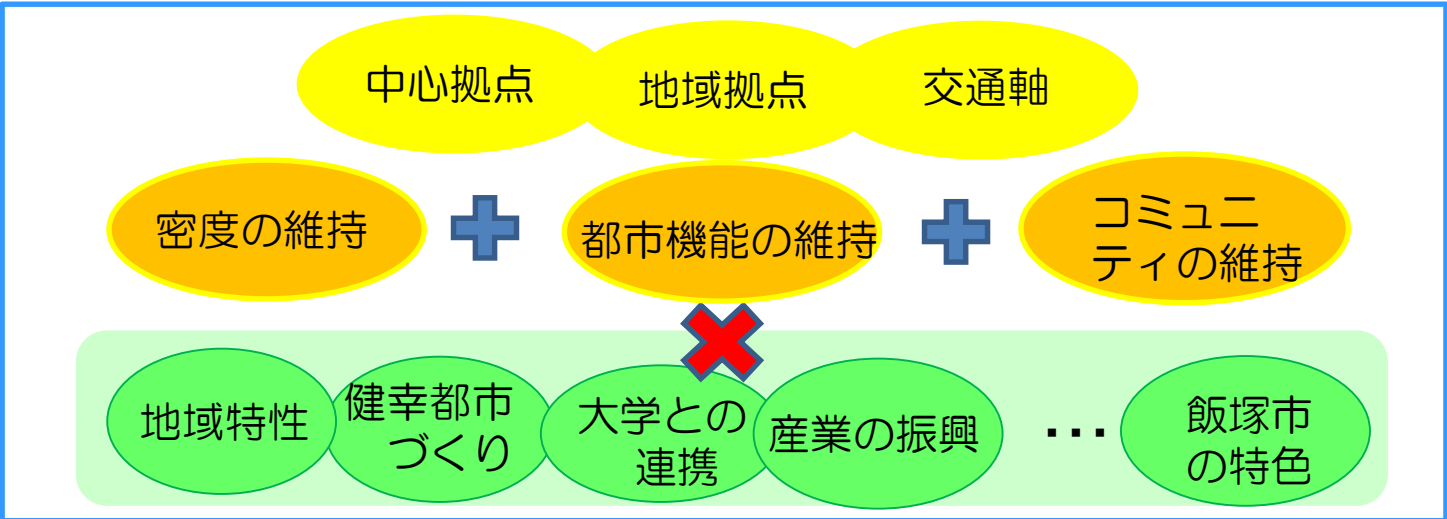
- ◆ 地域活動の主体の不足、空き家の増加
- ◆ 利用者の減少による商店等の閉店
- ◆ 電車やバスの利用者の減少、交通機能の低下
- ◆ 税込減による道路維持や福祉サービスの低下
⇒地域でのつながりが希薄、防災上の問題
⇒外出に支障、交流機会の減少
⇒日常生活に支障

魅力ある都市の
形成

人が輝き まちが飛躍する
住みたいまち 住み続けたいまち

生活利便性の低下
地域活力(魅力)の
低下

健やかな暮らしと活力に満ちたまち⇒【都市目標像】拠点連携型都市



立地適正化計画

健康で快適な
生活環境
地域経済活動
を支える都市
環境